

## 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

### 1 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない藤沢市」を目指します

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。また、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることに加えて、社会とのつながりの減少や「生きていても役に立たない」という役割喪失感、さらに、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまうことが指摘されています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることから「誰も自殺に追い込まれることのない藤沢市」を目指します。

### 2 基本方針

保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施していきます

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させ、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それぞれの対策を強化し、かつそれらを総合的に推進することが重要となります。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれず安心して生きられるようにするために、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

#### （1）重層的支援体制整備事業との関連

本市では、2023年（令和5年）3月に「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」が策定され、関係各機関における重層的支援を展開しています。制度の狭間にいる人、複合的な課

題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを、早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組をはじめとした各種施策との連携を図っていくことが必要です。地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通しています。

#### (2) 孤独・孤立対策との関連

2021年（令和3年）12月28日に、国の「孤独・孤立対策の重点計画」がとりまとめられ、その中で、「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものであり、当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、社会全体で対応しなければならない問題である」と、自殺の問題と同様に社会全体で対応していくかなければならないとの認識が示されました。

2023年（令和5年）5月31日には、国の「孤独・孤立対策推進法」（2024年（令和6年）4月1日施行）が成立し、国をあげて「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざす取組を始めています。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺対策にもつながっています。

#### (3) 子どもの自殺対策の強化

2023年（令和5年）4月には、「こども家庭庁」が発足し、近年の子どもの自殺者数の増加を受け、国は「こども家庭庁」に子どもの自殺対策の司令塔として、「自殺対策室」を設置しました。さらに、国は「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、2023年（令和5年）6月には、「子どもの自殺対策の強化に関する施策（子どもの自殺対策緊急強化プラン）」がとりまとめられました。その中で、「子どもの自殺の要因分析」や、「自殺予防に資する教育や普及啓発」等の取組について策定され、国をあげて「子どもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現」をめざす取組を始めていることからも、子ども・若者の自殺対策について、更なる強化を推進していく必要があります。

### 3 施策体系

ふじさわ自殺対策計画は、基本施策と重点施策の2つの施策で構成しています。

「基本施策」は、2022年（令和4年）に新たに策定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ8つの施策、「重点施策」は藤沢市の自殺の特徴から3つの施策を掲げています。

この2つの施策体系ごとに、事業を整理し、それぞれの事業を効果的に推進していくことにより、本市の自殺対策計画の基本方針である「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

#### （1）新たな自殺総合対策大綱に基づく基本施策

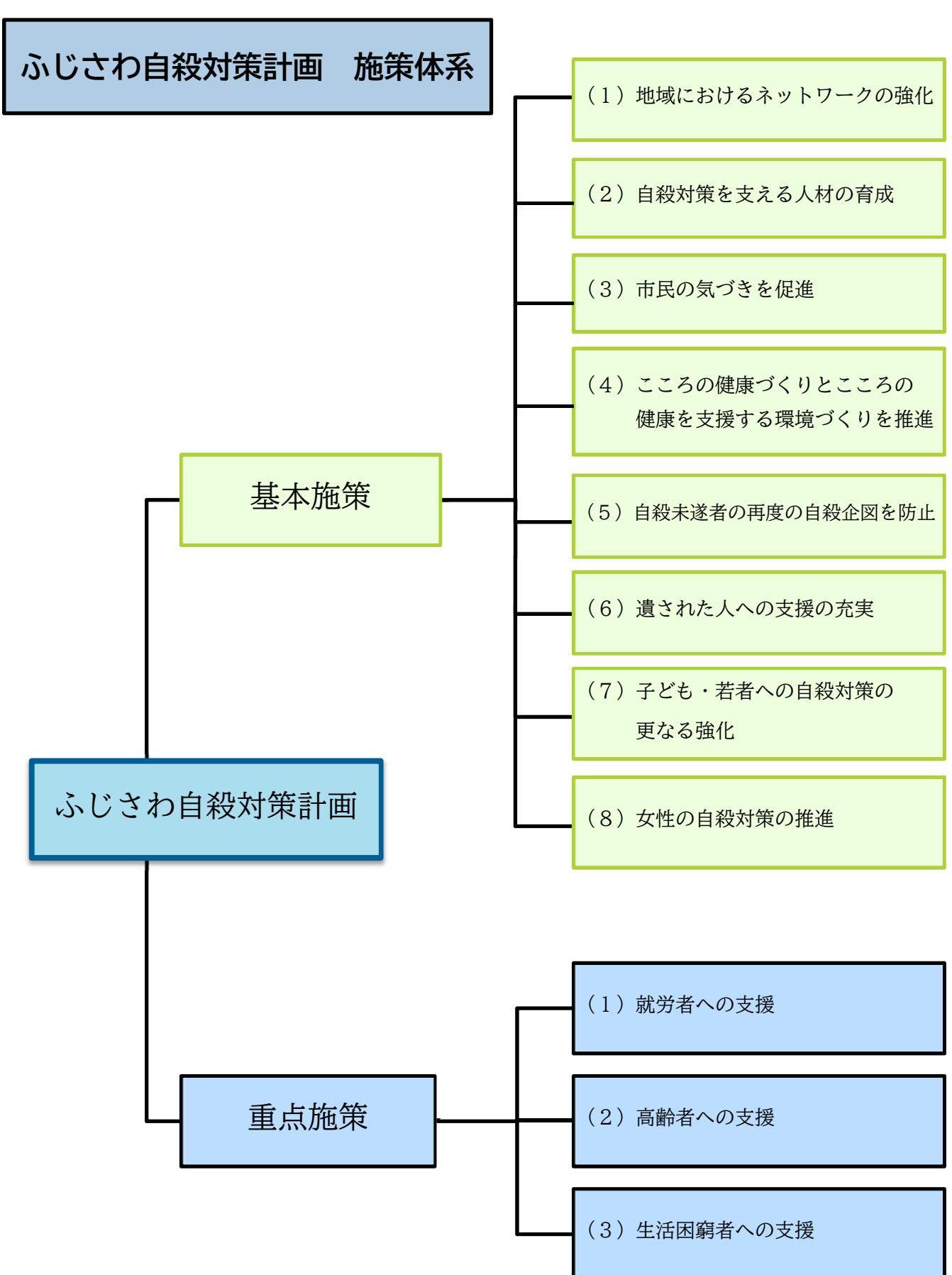
「自殺総合対策大綱」は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたものです。2007年（平成19年）6月に初めて「自殺総合対策大綱」が策定された後、4回改定され、直近では、2022年（令和4年）10月に新たな「自殺総合対策大綱」が策定されています。

全国の自殺者数は、近年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、さらに新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響で、自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、2020年（令和2年）以降女性は3年連続の増加、小中高生は2022年（令和4年）には過去最多の水準となっていることから、新たな自殺総合対策大綱の重点施策には、「女性の自殺対策を更に推進する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」が盛り込まれています。

本市においても、この新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組として、（1）地域におけるネットワークの強化、（2）自殺対策を支える人材の育成、（3）市民の気づきを促進、（4）こころの健康づくりとこころの健康を支援する環境づくりを推進、（5）自殺未遂者の再度の自殺企図を防止、（6）遺された人への支援の充実、（7）子ども・若者への自殺対策の更なる強化、（8）女性の自殺対策の推進の8つの基本施策を掲げました。

#### （2）本市の自殺の特徴に基づく重点施策

本市の自殺者には、（1）勤務に関する問題を抱えた40歳以上の男性（就労者）、（2）経済、健康、家庭問題を抱えた60歳以上の男女（高齢者）、（3）経済問題を抱えた40歳以上の男性（生活困窮者）が多いという特徴があり（第2章 10 藤沢市の自殺の特徴）、本市の特徴を分析し、そこから導き出される対照群に対して、効果的かつ継続的に取組を進めいくことが重要であるため、「就労者への支援」「高齢者への支援」「生活困窮者への支援」の3つを本市の重点施策といたします。



## 4 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化



「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。

本市においては、地域全体で自殺対策に取り組むため、「藤沢市自殺対策協議会」を設置しています。また、実務的な内容を協議する場として、「藤沢市自殺対策推進会議」や「藤沢市自殺対策庁内連絡会」を開催し、関係各課等の自殺対策関連事業に関する意見・情報交換を実施するとともに、課題解決に向けて関係機関が連携していきます。

#### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(1)-1	自殺対策協議会の開催	地域に必要な自殺対策を協議することを目的として、年に2回協議会を開催。	藤沢市自殺対策協議会 ① 令和4年7月4日 (オンラインと対面での開催) ② 令和5年1月27日 (オンラインと対面での開催)	保健予防課
(1)-2	自殺対策推進会議の開催	庁内の幅広い分野の関係部局が参画して、本市における自殺対策の横断的な体制を整えることを目的として開催。	開催なし（自殺対策計画改定年度に開催予定） 進捗状況については、協議会・庁内連絡会で確認報告	保健予防課
(1)-3	自殺対策庁内連絡会の開催	庁内の教育、労働、保健福祉、消費生活、医療等の関係課等の情報交換及び連携の強化をするとともに、自殺対策計画の策定に向けた準備及び計画の推進体制の整備を目的として開催。	藤沢市自殺対策庁内連絡会 ① 令和4年6月27日 (集合開催) ② 令和5年1月11日 (集合開催)	保健予防課

## (2) 自殺対策を支える人材の育成



本市では、自殺に気持ちが傾いた人の早期発見、早期対応を図るため、市民や、関係機関・団体・企業など、様々な分野の方を対象に、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を育成するために、養成講座を開催しています。

また、子ども・若者への自殺対策の一環として、教職員を対象としたゲートキーパー養成研修も継続して実施していきます。

### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(2)-1	ゲートキーパー養成講座	自殺に気持ちが傾いた人に、気づき・見守り・支える地域の人材養成講座やこころの健康についての講座を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー養成講座 13回（240人）</li> <li>・府内職員を対象としたeラーニング研修 3,341人 受講</li> </ul>	保健予防課
(2)-2	教職員向けゲートキーパー養成研修	小中学校の教職員を対象に、自傷行為や希死念慮のある児童生徒への対応、教職員自身のこころの健康の保ち方についての研修を実施。	小学校2校、中学校1校、 養護教諭研究班1班 計91人	保健予防課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

#### (3) 市民の気づきを促進



自殺に追い込まれるという危機は“誰にでも起こり得る危機”であり、危機状態のときは、誰かに援助を求めることが大切であることを社会全体の共通認識となるように普及啓発を図るとともに、自分の周囲にいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという、自殺対策における市民一人ひとりの役割についても、普及啓発していくことが重要です。

本市においては、心身の健康についての市民向け講演会の開催、自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動や、広報、ホームページ、SNSなどを活用した周知活動など、様々な機会を捉えて普及啓発活動を実施していきます。

#### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-1	精神保健福祉公開講座	精神疾患に関する普及啓発。障がい者支援課・保健予防課・藤沢病院と共に実施。	<p>① 11月29日 「一人で抱え込まない統合失調症 ～医療者と当事者から学ぶ病気の話～」 オンライン開催 27人</p> <p>② 12月3日 「思春期・青年期以降の発達障がい ～自分らしく生きる・暮らすために～」 来所・オンライン開催 123人</p> <p>③ 3月4日 「知っておきたいアルコール依存症 ～病気の理解と家族の対応について～」 オンライン開催 25人</p>	障がい者支援課・保健予防課
(3)-2	メンタルチェックシステム 「こころの体温計」	携帯電話・パソコンを使用して、気軽にこころの健康をチェックするシステムの運用。	メンタルチェックシステム 「こころの体温計」 アクセス数 41,089件 (市民利用 25,225件、 市民以外 15,864件)	保健予防課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-3	うつ病当事者・家族支援事業	うつ病等の病気に対する知識と社会復帰のために必要な知識の普及啓発・情報提供を実施するとともに、当事者・家族等への支援を実施。	うつ病セミナー 4回 168人 うつ病家族セミナー 3回 67人 計 235人参加 (オンライン開催)	保健予防課
(3)-4	自殺対策講演会	自殺対策のための啓発として、講演会を実施。	自殺対策講演会（人権男女共同平和国際課と共に） 『生きづらさを抱える若年女性たちの「今」と「これから」に必要なこと』 オンライン動画配信 (9月9日～9月16日) 申込数 90人 動画再生回数 175回	保健予防課
(3)-5	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発活動	自殺予防週間・自殺対策強化月間に自殺対策の普及啓発活動を実施。	① 自殺予防週間普及啓発活動 藤沢駅(3か所)・湘南台駅(1か所)に横断幕を掲示。保健所に懸垂幕を掲示。 本庁舎市民ラウンジにてパネル展示を実施。 市内図書館で、自殺予防に関する図書展示・チラシを配架。 江の島シーキャンドルをグリーンにライトアップ。 市内小中学校へ啓発ポケットティッシュの配布。 ② 自殺対策強化月間普及啓発活動 江の島シーキャンドルをグリーンにライトアップ。 市内図書館で自殺予防に関する図書展示、チラシを配架。 市職員に向けて、府内職員ポータルで周知。 広報ふじさわへの記事掲載。	保健予防課

#### (4) こころの健康づくりとこころの健康を支援する環境づくりを推進



個人においても、社会においても、「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、「生きることの阻害要因」が上回れば自殺リスクは高くなります。自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組とともに、「生きることの促進要因」を増やす取組が必要です。

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、適切な対応など、こころの健康の保持・増進を図る、こころの健康づくりを推進します。

また、それらの困難な事態において相談する機会を得られるよう、相談機関の周知・体制整備に取り組んでいきます。

##### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(4)-1	健康づくり サポーター等 養成講座	健康づくりに関するボランティア養成講座の基礎講座において、健康づくりに必要な「睡眠」「休養」を含む7分野について講義。	令和4年度は基礎講座のオンデマンド配信を実施。	健康づくり課
(4)-2	健康への 普及啓発	睡眠の日・睡眠週間の時期に睡眠に関する啓発。	・資源とごみの収集日程カレンダーに睡眠の日と睡眠週間を掲載（9月・3月） ・健康ナビの配信（8月、3月）	健康づくり課
(4)-3	生活習慣病 予防講演会	睡眠の基礎知識や生活習慣病との関連、良質な睡眠についての市民向け講演会を実施。	9月8日 題目「良質・快適な睡眠のすすめ～睡眠と生活習慣病～」 参加者 143人 アーカイブ配信 動画視聴回数 242回	健康づくり課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(4)-4	福祉総合相談支援センター・北部福祉総合相談室の運営	福祉・保健の総合的な相談体制の中核として、福祉サービスなどに関する相談・情報提供や、複合的な課題がある、世帯の中に課題を抱える人が複数存在する、福祉以外の分野にまたがる課題があるなどの相談に対応する。	年間延べ相談件数 ・福祉総合相談支援センター 1,161 件 ・北部福祉総合相談室 342 件 ・地区福祉窓口相談件数 77,457 件	地域共生社会推進室
(4)-5	民生委員児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等の実施。	民生委員児童委員配置数 16 地区 488 人 (2023年3月31日時点) 相談・支援件数 6,673 件	福祉総務課
(4)-6	ふじさわ安心ダイヤル24	24時間毎日、無料電話健康相談サービス	医療相談 29,022 件 医療機関情報等 14,176 件 メンタルヘルスの相談 3,638 件 育児相談 93 件 健康相談 619 件 介護相談 146 件	地域保健課
(4)-7	障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障がい福祉に関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供及び助言、他の障がい福祉サービスの利用支援等を行う。	障がいのある方やその家族等に対して必要な援助や情報提供を行った。 ・基幹相談事業所 1 か所 ・委託総合相談支援事業所 4 か所 ・委託専門相談支援事業所 3 か所 7 事業所の個別相談件数： 14,453 件 (訪問：2,027 件、来所：2,261 件、電話等：10,165 件)	障がい者支援課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(4)-8	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施することを目的に、障がい者虐待防止センターを運営。また、障がい者虐待の防止に関する啓発活動等を実施。	<p>・障がい者虐待防止センターを課内に設置し、専門の相談員3人配置し、対応に務めた。</p> <p>【令和4年度障がい者虐待対応件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度からの継続対応 27件</li> <li>・令和4年度の新規対応 37件</li> <li>・令和4年度中の終結 24件</li> <li>・継続対応中 27件</li> <li>・障がい福祉施設等職員を対象とした研修を実施。施設職員向けに虐待防止と権利擁護の研修教材を作成。</li> <li>・虐待防止に関するポスター962部を関係機関や地域に配布。</li> </ul>	障がい者支援課
(4)-9	育児相談等 (随時相談)	妊娠・出産時期から、育児や児の発育発達に関すること、健康上の問題、日常生活上の相談及び流産・死産等を経験された方への支援等、電話や面接での相談を随時実施。また、必要時は地区担当保健師による継続支援を実施。	相談数 12,179人	健康づくり課
(4)-10	性の多様性に対する理解の促進	性的指向や性自認に対する正しい認識が深まるよう啓発活動として、講演会を実施。	2月2日 「性の多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり ～20人に1人は居るかも知れないLGBTQ～」 (2市1町連携事業)	人権男女共同平和国際課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(4)-11	パートナーシップ宣誓制度の実施	同性・異性を問わず相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行うことを約束した二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓に対し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宣誓件数： 11 件 (制度開始からの件数： 35 件)</li> <li>・パートナーシップ宣誓制度周知リーフレットの作成：3,000 枚</li> </ul>	人権男女共同 平和国際課

## (5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止



自殺対策において、自殺未遂者はハイリスク群であり、自殺未遂者の再度の自殺企図防止は自殺者を減少させるために重要な取組です。一般医療機関、精神科医療機関、救命救急センター等の医療機関における身体・精神科的治療とともに、精神科医など専門家によるケアの継続や、自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への重層的・包括的な支援が必要となります。

本市では、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業の推進を図ります。

## 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(5)-1	自殺未遂者緊急介入支援事業	専門相談員(精神保健福祉士)を週4日雇用し、訪問・相談等を実施。 自殺未遂者に関わる支援者を対象とした自殺未遂者への対応研修の実施。	自殺未遂者緊急介入支援 対応件数 39人、186件  自殺未遂者支援サポート事業 (自殺未遂者の支援者向けの研修) 「自殺未遂者への理解と対応～支援者のこころの健康の保ち方～」オンライン研修 11人参加	保健予防課
(5)-2	自殺未遂者・家族個別支援事業	自殺未遂者とその家族を対象とした専門相談員による電話相談 「まごころホットライン」の設置	委託にて月曜日～金曜日の午後に実施。 243回開催 電話相談30件、面接3件 相談者：実人数26人 (男性13人、女性13人)	保健予防課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

#### (6) 遺された人への支援の充実



自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっている現状があります。

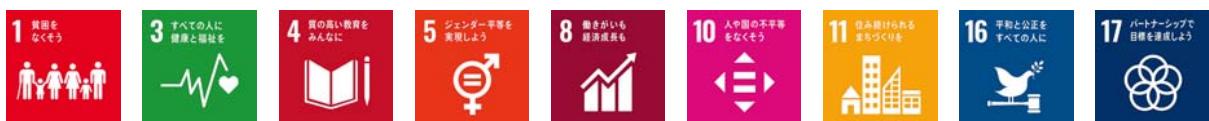
本市では、遺族の孤立防止や安心してあるがままの気持ちや思いを語り合う場として「藤沢わかちあいの会」を開催しています。

また、遺族支援として、相続や行政手続きに関する情報提供を継続して実施していきます。

#### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(6)-1	自死遺族支援事業	自死遺族支援「藤沢わかちあいの会」を実施。 全国自死遺族総合支援センターへ委託。	奇数月 第1火曜日 6回開催 延べ参加者数 41人	保健予防課

#### (7) 子ども・若者への自殺対策の更なる強化



全国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、2022年(令和4年)には過去最多となりました。自殺の原因・動機では、学校問題が最も多くなっています。

本市においては、2021年(令和3年)の20歳未満の自殺者数は過去最多と同数になりましたが、2022年(令和4年)には減少しています。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、2021年(令和3年)の年代別死因順位(人口動態調査)では、10歳代及び20歳代の死因の第1位が自殺となっています。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要です。しかし、ライフステージ(学校の各段階)や立場(学校や社会とのつながりの有無等)ごとに置かれている状況は様々で、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要です。

児童生徒に対しては、社会において直面する可能性のある困難・ストレスへの対処法を身

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

につけるため、「SOS の出し方に関する教育」を保健所と学校が連携し、実施していきます。また、不登校・ひきこもりなど社会から孤立している若年者に対しては、SOS を出したときに、SOS を受け止めることができる身近な大人を地域に増やす取組を進めていきます。

#### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(7)-1	スクールカウンセラーの派遣	藤沢市立小・中・特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が抱える悩みや発達にかかわる課題の解消に向け、児童生徒や保護者、教職員及び地域等への支援・援助を行い、児童生徒の健全育成及び支援教育の充実に努める。	対応回数 41,482件	教育指導課 (学校教育相談センター)
(7)-2	いじめ相談	いじめに関する相談を、平日の9時から17時まで教育指導課で専門のスクールカウンセラーや学校問題解決支援員等が受け付ける。	いじめ相談ホットライン 36件 いじめ相談メール 26件	教育指導課
(7)-3	子どもの学習・生活支援事業	経済的な理由等により学習環境が整わない児童生徒に対し、学習の場及び居場所を提供する。併せて、学習支援を通じて把握される世帯の困窮状況にも着目し、必要な支援につなげる。	設置場所 4か所 登録人数 152人 内訳 生活困窮世帯 76人 生活保護受給世帯 76人	地域共生社会推進室・ 生活援護課
(7)-4	子どもの生活支援事業	経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象として、夕方から夜までの時間を使い過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行う。	設置場所 2か所 延べ来所人数 1,443人	子ども家庭課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(7)-5	若者サポート事業・若年者就労支援事業	自立や就労に悩む若者やその家族、保護者を支援する「ユースサポート・ユースワークふじきわ」の実施。	地域出張相談、保護者セミナーを実施。個別サポートプログラムや就労支援プログラム等、主体的な就職活動への支援。 地域出張相談実施回数 12回 保護者セミナー実施回数 2回 新規登録者数 250人 相談延べ人数 2,016人 プログラム等参加延べ人数 3,204人 進路決定者数 105人	青少年課・産業労働課
(7)-6	児童虐待防止対策事業	① 児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、要保護児童対策地域協議会の構成機関等への調査及び保護者への指導やサポートプランによる継続的支援を行う。また、子育て相談、子育て不安等の相談に対して情報提供、助言を行い、必要に応じて専門機関に引き継ぐ。 ② 要保護児童対策地域協議会の開催。	① 児童虐待相談 383件 ② 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1回 実務者会議 5回	子ども家庭課
(7)-7	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援する。	新規相談実人数 652人 個別専門相談実人数 1,461人	子ども家庭課
(7)-8	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の支給決定を行う。	支給決定者数 1,627人	子ども家庭課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(7)-9	保育園における保育の実施	保護者との関わりのなかで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な機関へつなぐなど保育士がつなぎ役、気づき役として役割を担う可能性がある。	公立保育園 14 園	保育課
(7)-10	育児相談(保育園)	保育園にて乳幼児の育児についての悩みや心配事などの相談や情報提供を行う。 月～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後4時	相談件数 1,680 件	保育課
(7)-11	児童生徒へのSOSの出し方に関する教育	小中学生を対象に、専門のプログラムに沿って、地域の保健師が学校に出向いて授業の一環として実施。	小中学校校長会・養護教諭部会で事業を周知。 令和4年度に初めて中学校1校（2年生112人）で開催。	保健予防課
(7)-12 (再掲)	教職員向けのゲートキーパー養成研修	小中学校の教職員を対象に、自傷行為や希死念慮のある児童生徒への対応を学ぶ研修を実施。	小学校2校、中学校1校、養護教諭の研究班1班の計91人の教職員に実施。	保健予防課
(7)-13	就労準備支援事業	長期離職やひきこもりなどにより、早期一般就労が難しい方に対し、生活リズムの見直し、人間関係の構築、社会活動への参加を通じて、就労を含めた社会参加に向けた支援を行う。	支援人数 49 人 内訳 生活困窮世帯 29 人 生活保護受給世帯 20 人	地域共生社会推進室・生活援護課

## (8) 女性の自殺対策の推進



全国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、女性の自殺者数は 2020 年（令和 2 年）に 2 年ぶりに増加し、2021 年（令和 3 年）は、さらに前年を上回りました。

本市においても、2022 年（令和 4 年）の女性の自殺者数は 22 人と、直近 5 年の平均 18.4 人より多くなっています。2022 年（令和 4 年）の警察庁自殺統計（自殺日・住居地）で、本市自殺者の職業の有無から「無職者」の内訳をみると、「主婦」が 33% を占めており、2021 年（令和 3 年）の 14% からほぼ倍増しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、配偶者等からの暴力や男女の雇用格差等、女性を取り巻く課題は複雑化・多様化していることから、2022 年（令和 4 年）5 月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2024 年（令和 6 年）4 月 1 日施行）が成立し、国は、「人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現」に向けた施策を推し進めています。女性の自殺対策は、孤独・孤立や、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要があります。

### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和 4 年度実績	担当課
(8)-1	マドンナの会 (女性のつどい)	女性の精神障がい者が安心して社会参加と交流ができる場を確保するために、東南部障がい者地域相談支援センターおあしすと保健予防課が協力して、小グループによる軽作業や健康に関する学習活動等を実施。	毎月 1 回 第 3 月曜日開催 37 人参加	保健予防課
(8)-2	こんにちは 赤ちゃん事業 ～ハローベビィ訪問～	生後 4 か月までに、助産師・保健師・看護師から連絡をした上で、家庭に訪問する。	訪問数 3,027 人	健康づくり課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(8)-3	出産・子育て応援事業	<p>妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体で実施する。</p> <p>※伴走型支援とは、妊娠期から子育て期まで相談に応じ、必要な支援や情報提供を実施する。</p>	<p>令和5年2月から開始</p> <p>妊娠届出時面談 472人 妊娠8か月時面談 1人 赤ちゃん訪問 72人</p>	健康づくり課
(8)-4 (再掲)	育児相談等 (随時相談)	妊娠・出産時期から、育児や児の発育発達に関すること、健康上の問題、日常生活上の相談及び流産・死産等を経験された方への支援等、電話や面接での相談を随時実施。また、必要時は地区担当保健師による継続支援を実施。	相談数 12,179人	健康づくり課
(8)-5	女性相談	<p>女性相談員を3名配置。</p> <p>平日の8時30分から12時、13時から17時まで、電話や来所での相談を実施。</p>	女性相談件数 434件	生活援護課
(8)-6	女性の就労支援	<p>「就労支援・資格取得講座」及び「働き方相談室」における就労相談の実施。</p> <p>求職者や勤労者に対して、就労やスキルアップに繋がる支援を行う。</p>	<p>Fプレイスにて就労支援セミナー及び資格取得講座等を実施した中で女性向けの就労支援セミナーを開催し、働き方相談室においても個別に就労相談を実施した。</p> <p>セミナー参加者数 10人 働き方相談室の女性利用者数 197人</p>	産業労働課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(8)-7	ジェンダー平等社会の形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施	人権を尊重したジェンダー平等社会の実現をめざし、講演会や研修会を実施し、市民や市職員への啓発の推進を実施する。	<p>講演会や研修会等を開催し、ジェンダー平等や男女共同参画への理解の促進を図った。</p> <p>① 10月21日 「誰のための「女性活躍」?~女性活躍はあなたにとってのチャンス~」</p> <p>② 9月9日～9月16日 生きづらさを抱える若年女性たちの「今」と「これから」に必要なこと（保健予防課共催事業）</p>	人権男女共同平和国際課
(8)-8	「DV相談窓口案内カード」の配布による相談窓口の周知	「DV相談窓口案内カード」を公共施設や百貨店、スーパーマーケット等36施設のトイレで配布。 市民編集員によるWEB記事「かがやけ地球」に掲載し、周知啓発を図った。		人権男女共同平和国際課
(8)-9	デートDV防止啓発パンフレットの作成、配布	デートDV防止啓発パンフレットを本市及び茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で作成し、配布。	藤沢市立中学校2年生を対象に、パンフレットを配布し、デートDVの啓発と相談窓口の周知を行った。	人権男女共同平和国際課

## 5 重点施策

### (1) 就労者への支援



就労者への支援対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割に加えて、地域での周知、啓発等が重要です。

職域におけるメンタルヘルス対策は、ストレスチェック制度の活用や小規模事業所への対応として産業保健総合支援センターの活動等、多様な支援が行われており、これらの支援制度を活用するために、地域における自殺対策と職域におけるメンタルヘルス対策との連動を図ります。

2014年(平成26年)11月に施行された「過労死等防止対策推進法」及び翌年7月に策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(2021年(令和3年)7月改定)に基づき、過労自殺等を含む過労死等防止対策を効果的に推進する責務が国に課されており、地方公共団体は国と協力しつつ対策の効果的な推進に努める必要があるとされています。過労死等を職場や労働者のみの問題と捉えるのではなく、一人ひとりが自身にも関わることとして理解を深めるとともに、過労死等を防止することの重要性について自覚することが大切です。

さらに、労働環境においてハラスメントは、勤務問題に関する自殺の大きな背景要因です。ハラスメントや長時間労働は、往々にして勤務歴が短い等、職場の中で弱い立場にある労働者が被害を受けやすい傾向があるため、社会全般のハラスメント防止への意識や関心を高め、職域におけるハラスメント防止対策が必要となります。

加えて、自営業者を含む経営者の自殺の背景として、経営問題が大きく影響すると考えられます。実際の対応には精神科医療や家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。

本市では、労働相談や経営者及び労働者に対するメンタルヘルス対策の啓発を推進し、多分野と連携した包括的な支援に取り組んでいきます。

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

#### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(1)-1	一般労働相談の実施	毎週火曜日と土曜日に社会保険労務士による労働相談の実施。	計 99 日実施 相談人数 215 人	産業労働課
(1)-2	街頭労働相談会の実施	藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅において、社会保険労務士等による労働相談会の実施。	辻堂駅（5月、10月）、藤沢駅（11月）で実施。 相談人数 329 人	産業労働課
(1)-3	「勤労ふじさわ」の発行	市内の勤労者及び事業主を対象に月に1回労働情報紙を発行。メンタルヘルスに係る記事を掲載。	4月号・10月号：ハラスメント対策に関する記事を掲載 2月号：自殺対策強化月間にに関する記事を掲載 (毎月 約 1,900 部発行)	産業労働課
(1)-4	労働問題懇話会の開催	労働団体、経済団体、行政機関等を委員とした労働問題懇話会を開催し、労働環境や地域の雇用・就労等の課題について、意見交換の実施。	年2回開催 (7月、2月)	産業労働課
(1)-5 (再掲)	若者サポート事業・若年者就労支援事業	自立や就労に悩む若者やその家族、保護者を支援する「ユースサポート・ユースワークふじさわ」の実施。	地域出張相談、保護者セミナーを実施。個別サポートプログラムや就労支援プログラム等、主体的な就職活動への支援。 地域出張相談実施回数 12回 保護者セミナー実施回数 2回 新規登録者数 250人 相談延べ人数 2,016人 プログラム等参加延べ人数 3,204人 進路決定者数 105人	青少年課・ 産業労働課
(1)-6 (再掲)	働く人向けのゲートキーパー養成講座	職場におけるメンタルヘルス対策及び自殺に気持ちが傾いた人の早期発見、早期対応を図るためにゲートキーパー養成講座を働く人向けに実施。	企業、教職員、市職員等へのゲートキーパー講座 計9回、192人が受講。	保健予防課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(1)-7 (再掲)	うつ病当事者 ・ 家族支援事業	うつ病等の病気に対する知識と社会復帰のために必要な知識の普及啓発・情報提供を実施するとともに、当事者・家族等への支援を実施。	8月25日 うつ病家族セミナー 「復職に向けた効果的休職生活とその支援」27人が受講。 (オンライン開催)	保健予防課

## (2) 高齢者への支援



高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤独・孤立に陥りやすい傾向があります。高齢者の孤独・孤立を防ぐため、地域の団体や事業者等と連携した見守り体制や、居場所づくり、生きがいづくり、社会参加の促進等といった地域の基盤づくりが重要です。

介護サービス利用者は、介護職員との接点を持っており、また介護職員による見守り・気づきの重要性は知られているところですが、多機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援を実践していきます。

また、うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康課題について、地域の支援者が見守り、異変の早期発見や相談につながるネットワークづくりを推進します。

近年、寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢者世帯、高齢単身世帯が増加しており、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進などが自殺対策においても重要な要素となっています。心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築する必要があり、高齢者の見守り活動・事業と連携し、孤独・孤立の予防、解消を目的とした高齢者のメンタルヘルスに対する地域の普及・啓発を行っていきます。

これらの包括的な支援体制を構築するため、健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進していきます。

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

#### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(2)-1	いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)の運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行う。	設置数 19か所 相談延べ件数 29,036件 相談実人数 10,712人	高齢者支援課
(2)-2	家族介護者への支援	①高齢者等を介護している家族等を対象に、孤立防止に向けた介護者同士の交流や介護に必要な知識の習得の場として「家族介護者教室」を開催。 ②「在宅介護者の会ほほえみの会」を運営し、介護者同士の交流を行う。 ③在宅介護をするうえで必要な情報の提供を行うため「介護者応援ハンドブック」を発行。	① 家族介護者教室 市が主催した講演会 2回 委託として 33回開催。 参加者数延べ 366人 ② 月1回開催 職員が参加。 ③ 「介護者応援ハンドブック」を配布。	高齢者支援課
(2)-3	高齢者虐待の防止	高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援とともに次の事業を行う。 ①高齢者虐待専門相談窓口の開設 ②関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③高齢者虐待防止のための講演会・対応研修会などの開催 ④高齢者虐待防止啓発冊子の配布	①専門相談員として職員を3名配置。 ②医師・弁護士・警察署・介護保険事業者等17名を委員として、年に3回高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催。 ③市民（介護者）や高齢者施設等従事者や介護事業所職員に向けて講演会を1回実施し、庁内関係課職員や地域包括支援センター、病院の医療ソーシャルワーカー等を対象に研修を実施した。 ④市関係各課・地区福祉窓口・地域包括支援センター・高齢者福祉施設他、関係機関の窓口にて通年配布した。	高齢者支援課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(2)-4	要介護・要支援認定の調査	要介護・要支援認定の調査を実施するなかで、各ケースにおいて自殺企図のリスクがある対象者を相談へつなげる。	要介護認定者数:21,677人 令和5年3月31日介護認定数 要支援1 4,507人 要支援2 3,236人 要介護1 5,016人 要介護2 2,815人 要介護3 2,243人 要介護4 2,128人 要介護5 1,732人	介護保険課
(2)-5	生涯学習講座「高齢者のこころの健康」の実施	「高齢者のこころの健康」をテーマに高齢者のうつの特徴や、睡眠、認知症について健康教育を実施。	「高齢者のこころの健康」講座 3回 57人が受講	保健予防課

### (3) 生活困窮者への支援



生活困窮者はその背景として、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性の希薄化など、様々な問題や課題を抱え、さらにそれらの課題が複雑かつ複合化しており、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に孤立しやすい傾向があります。

厚生労働省は、都道府県や政令市等の自治体に対し、2016年(平成28年)7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出し、2018年(平成30年)10月及び2023年(令和5年)3月に同通知が改正されました。厚生労働省は、本通知において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止にあたっては、「精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、こうした取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」としています。

生活困窮状態にある、又は将来的に生活困窮状況に至る可能性のある方が、その他の要因

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

と絡み合い、自殺に追い込まれる可能性を考慮した上で、必要に応じて関係機関とのネットワークを活用することが、包括的な生きる支援としての重要な自殺対策となり、また、社会的に孤立しがちな生活困窮者を地域の人々とつなぐ活動は、生きることの促進要因を強化するとともに、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へとつなぐ自殺対策にもなり得ます。

本市では、保健・医療・福祉・教育・労働・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりと情報の共有、また、自殺対策の相談窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮状態にある自殺の危険性の高い人に対して、個々の状況に合わせた支援を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の支援を行います。

#### 【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-1	生活保護	経済的な理由による生活困窮世帯に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、世帯の状況に応じた自立を支援する。	令和5年3月末日実績 被保護世帯数：4,496世帯 世帯類型別(構成比) 高齢世帯 2,187世帯 (49%) 母子世帯 216世帯 (5%) 障がい・傷病世帯 1,344世帯 (30%) その他世帯 749世帯 (16%) 被保護人員：5,745人	生活援護課
(3)-2	「バックアップふじさわ」 「バックアップふじさわ社協」	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立促進を図るために、自立相談支援事業をはじめとした様々な事業を実施する。また、本事業の一環として市社会福祉協議会への業務委託によりコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、個別支援と合わせて地域活動支援を行う。	自立相談支援事業 相談件数 1,906件 プラン作成件数 347件 (CSWによる相談件数等含む) 住居確保給付金の申請 39件 就労準備支援事業 49人 家計改善相談支援事業 53人 子どもの学習・生活支援事業 4か所設置 登録児童数 200人 CSW配置地区 13地区 一時生活支援事業 4件	地域共生社会推進室

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-3	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	<p>「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」にするための地域支援の二つの役割を持つ、地域の中で活動する福祉の専門職。相談先、つなぎ先がなかった困りごとについて一緒に考え、関係機関・団体や行政と連携して包括的な相談支援を行う。</p> <p>また、地域活動への支援や地域の支援関係者との顔の見える関係づくりを行う。</p>	配置地区 13 地区	地域共生社会推進室
(3)-4	家計改善支援事業	一時的な金銭給付や貸し付けによる困窮状態の解消を図るのではなく、最終的に健全な家計状態を取り戻し、家計管理を自分の力でできるよう、家計診断及び伴走的な相談支援を行う。	支援人数 53 人 終結 14 人	地域共生社会推進室
(3)-5	就労準備支援事業(再掲)	長期離職やひきこもりなどにより、早期一般就労が難しい方に対し、生活リズムの見直し、人間関係の構築、社会活動への参加を通じて、就労を含めた社会参加に向けた支援を行う。	支援人数 49 人 内訳 生活困窮世帯 29 人 生活保護受給世帯 20 人	地域共生社会推進室・生活援護課

### 第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	令和4年度実績	担当課
(3)-6	子どもの学習・生活支援事業 (再掲)	経済的な理由等により学習環境が整わない児童生徒に対し、学習の場及び居場所を提供する。併せて、学習支援を通じて把握される世帯の困窮状況にも着目し、必要な支援につなげる。	設置場所 4か所 登録人数 152人 内訳 生活困窮世帯 76人 生活保護受給世帯 76人	地域共生社会推進室・生活援護課
(3)-7	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	身近な地域において誰もが安心して暮らし続けるために、地域住民同士の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、地域福祉の推進を図る。	誰もがいきいきと健やかに暮し、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所である「地域の縁側」での活動を通じて専門機関、活動団体、会議体等との関係性を構築し、複合化・複雑化した生活課題に対し、改善に向けた支援を行った。 また、市役所分庁舎地域福祉プラザ内にある活動室等を利用し、対象となる当事者団体等に活動場所の提供を行った。	地域共生社会推進室・福祉総務課
(3)-8	多重債務相談	弁護士・相談員による毎週木曜日午後1回30分（予約制）の相談。	弁護士による多重債務相談 78件	市民相談情報課